

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹 印

通報受理日	令和4年12月16日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 (時 分～ 時 分) ・郵便 ・電子メール ・F A X 	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名(※) ・匿名 	所属部署
通報内容	<p>1. 物価高騰対策に伴う働き方改革の一環として、18時15分にパソコンが自動シャットダウンすることになっている。</p> <p>本来の目的に沿った運用としては、一般職員が管理職に対して、事前に時間外勤務の申請を行うべきであるが、現状、残業する職員が18時15分以降に電源を入れ直し、所属長は翌日に時間外勤務を把握するのが実態である。</p> <p>他自治体では、事前に時間外勤務の申告があった職員のパソコン電源は落とさず、事前申告の無い職員のパソコンのみシャットダウンする運用を行っている例がある。本市でも、同様の運営がなされるべきである。</p> <p>2. 時間外や休日の在宅勤務を、一般職員が管理職に対する事前の申請ないし許可なく行っている実態があるのに、働き方改革において黙認されている。</p> <p>在宅勤務を申請していない一般職員のパソコンを、24時や時間外にもシャットダウンするべきである。</p>	
調査経過	<p>令和4年12月14日 公益目的通報をメールで受理</p> <p>同年12月16日 受理報告書を提出，事務局に調査依頼</p> <p>令和5年1月11日 事務局より関係資料を受理，ヒアリング</p>	
調査結果	<p>第1 通報の1点目について</p> <p>1 通報内容に記載の運用実態について事務局を通じ確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月28日付で、経営管理部参事から所属長等に対して、「物価高騰対策に伴う働き方改革の取り組みについて」と題する事務連絡が通知された。 ・同事務連絡では、本庁舎の一点灯・消灯の実施など節電の取り組み、ノー残業デーや在宅勤務の推進等働き方改革の徹底が通知された。 ・令和4年7月22日付で総合政策部長・経営管理部参事から所属長等に対して、「物価高騰対策に伴う省エネの取組み強化について (R4.7.25～)」と題する事務連絡が通知された。 	

	<p>・同事務連絡では、本庁舎の一斉点灯・一斉消灯後の退庁の徹底や空調の一括管理の実施のほか、職員が使用するパソコンの自動シャットダウン(18時15分)の実施等が通知された(通報の1点目)。</p> <p>2 通報者は、「本来の目的に沿った運用としては、一般職員が管理職に対して、事前に時間外勤務の申請を行うべきである」と指摘するが、7月22日付事務連絡の主な趣旨は、文面から推測すると省エネであると考えられるので、時間外勤務の事前申請との直接の関連性は無い。</p> <p>ただし、時間外勤務の事前申請が徹底されていない実態があるのであれば、働き方改革が叫ばれるなか、完全実施は実務的に困難であるとしても一層の徹底を図る必要がある。</p> <p>なお、通常者は、残業する職員が18時15分以降に電源を入れ直していると指摘するとともに、他自治体では時間外勤務の事前申告があった職員のパソコン電源は落とさないようにする運用を行っている例があると指摘したうえで、三田市においても同様の運営がなされるべきであると述べている。</p> <p>導入を検討する意義はあるように思われるが、新たなシステム導入のための技術的な対応や財政的な裏付けが必要と思われるので、今後担当セクションにおいてメリット及び導入の課題等について検討されたい。</p> <p>3 以上のとおり、通報者が指摘する課題が一部にあると思われるが、法令に違反する実態があるものではない。もっとも、省エネや働き方改革を推進することは重要であるから、予算との兼ね合いもあるが、より効果的で実効性ある方策について、今後とも工夫していくことが望まれる。</p> <p>第2 通報の2点目について</p> <p>通報者が指摘する「時間外や休日の在宅勤務を、一般職員が管理職に対する事前の申請ないし許可なく行っている実態がある」のであれば、働き方改革の推進の中で、徹底を図っていくのが望まれる。</p> <p>他方、通報者が指摘する「在宅勤務を申請していない一般職員のパソコンを、24時や時間外にもシャットダウンする」ことについては、今後担当セクションにおいて、必要に応じて技術的、財政的な見地から導入可能性について検討してはどうか。その際、コストをかけてでもシステムをするべきか、あるいは、時間外勤務の低減など働き方改革そのものをより進めることで対応すべきかについては、市において政策的見地から判断、決定されるべきものと思われる。</p> <p>いずれにしても、通報者が指摘する課題が一部にあると思われるが、法令に違反する実態があるものではない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
添付資料の内訳	
備 考	